

「口座振替支払申請書(債権者登録)」記入上の注意 ～振込口座等登録のお願い～

1 振込口座等登録とは

倉吉市では、より安全、確実、迅速にお支払いするため、債権者の皆さまに氏名や振込口座等をあらかじめ登録することをお願いしています。登録いただいた情報は、本市の財務会計システムに登録し、以後、市の全ての部署が支払いの際に使用します。

※お取引の都度、請求書に振込口座を記入いただくことで登録を省略することは可能ですが、この場合、事業者の皆さまへお送りしている支払明細がお送りできないことをご了承ください。

2 提出書類

(1) 口座振替支払申請書(債権者登録) 【必須】

申請書は、市の取引課にて配布するほか、市のサイトからもダウンロードできます。

会計課ホームページ <https://cms.city.kurayoshi.lg.jp/6853.htm>

(2) 口座情報を確認できる書類 【省略可能】

「金融機関名」、「本支店等の名称」、「預金種目」、「口座番号」、「口座名義人の読み方」が記載されたもの。

(例)・通帳の写し(表紙と、表紙をめくった見開き2ページ分)

- ・キャッシュカードの写し *クレジットカード番号等不要な部分はマスキングのうえ複写。
- ・(当座預金等の)入金帳・小切手帳等の表紙、その他金融機関が発行する通知写し等
- ・通帳レスの場合は、銀行のサイト又はアプリへログインしてマイページ等で参照した口座情報

※口座情報の確認書類添付を省略いただくことは可能ですが、口座情報の誤りは支払遅れにつながりますので、正確な口座情報の提供にご協力をお願いします。

3 提出先と提出方法

提出先 お取引のある市の担当部署又は会計課。

会計課へ提出される場合は、申請書欄外に担当部署名を付記してください。

提出方法 郵送又は持参

- 電子申請をご希望の場合は、とっとり電子申請サービスをご利用ください。市役所会計課ホームページからアクセス可能です。

会計課ホームページ <https://cms.city.kurayoshi.lg.jp/6853.htm>

4 その他

- ・口座情報など登録内容に変更が生じた場合は、速やかな登録変更申請をお願いします。
- ・取引を行わなくなった場合は、登録廃止の申請をお願いします。また、一定期間取引がなかった場合は、申請されなくても登録廃止する場合があります。

○各種給付金、還付金等については、上記によらずお支払い内容に応じた対応となります。
詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

